



宮 崎 県 公 報

平成19年12月17日（月曜日）第 1940 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………（財政課） 1

告 示

○有害興行の指定……………（青少年男女参画課） 1
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 1

頁

○道路の供用の開始……………（道路保全課） 2

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（生活・文化課） 2
○保育士試験の合格者……………（児童家庭課） 2
○土地改良区の設立認可申請の適当の決定……………（農村整備課） 2
○県営土地改良事業に係る換地処分……………（ " ） 2
○都市計画の決定図書の写しの縦覧……………（都市計画課） 3
○都市計画の変更図書の写しの縦覧（4件）……………（ " ） 3

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年十一月十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第八十四号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成十九年宮

崎県条例第四十号）附則に規定する改正規定中第三條第一項第一号八十一号の改正規定の施行期日は、平成十九年十一月十九日とする。

告 示

宮崎県告示第 980号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
19年-80	映画	愛欲の輪廻 吸いつくす絶頂	オービー映画	平成19年12月7日
19 -81	映画	S E X 診 断 やわらかな快感	オービー映画	
19 -82	映画	人妻のじかん 夫以外と寝る時	新日本映像	
19 -83	映画	監禁の館 なぶり責め	オービー映画	
19 -84	映画	裏切りの闇で眠れ	アミューズソフトエンタテインメント	
19 -85	映画	やりたがる女4人	新東宝映画	
19 -86	映画	新日本映像ニュース <人妻のじかん 夫以外と寝る時>	新日本映像	
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 981号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月17日から平成20年1月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字坂ノ下 乙3592番 1 地先から同 市同町字後 原甲3053番 4 地先まで	旧	9.0 ~ 33.0 15.0 ~ 46.0	3300.0 680.0
				新	9.0 ~ 33.0 15.0 ~ 113.0	3300.0 2443.0

宮崎県告示第 982号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月17日から平成20年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字坂ノ下 乙3592番 1 地先から同 市同町字後 原甲3053番 4 地先まで	平成19年12月17日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載され た目的
平成 19年 12月 3日	特定非営利 活動法人 みんなのく らしターミ ナル	初鹿野 聡	宮崎県宮 崎郡清武 町大字加 納乙 243 番地 3	この法人は、 公と私の間領域 において、企 業および政府・ 地方公共団体等 と協働する「新 たな公」として の役割を担い、

地域住民が自ら
行うきめ細かい
「地域づくり」
活動を支援する
とともに、人・
組織・分野・地
域などを横断的
につなぐ広域ネ
ットワークの輪
を広げること
により、これか
らの地方主権時
代に即した支え
合いつむぎ合う
地域社会を再構
築することを目的
とする。

平成19年 8 月 7 日、8 月 8 日、10月14日に実施した保育士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 010004 | 010007 | 010009 | 010013 | 010016 | 010018 | 010020 |
| 010028 | 010031 | 010032 | 010039 | 010042 | 010050 | 010053 |
| 010055 | 010059 | 010060 | 010062 | 010070 | 010074 | 010075 |
| 010080 | 010081 | 010086 | 010087 | 010092 | 010095 | 010102 |
| 010109 | 010110 | 010113 | 010116 | 010117 | 010118 | 010120 |
| 010121 | 010127 | 010138 | 010142 | 010149 | 010157 | 010164 |
| 010170 | 010172 | 010173 | 010178 | 010187 | 010199 | 010205 |
| 010214 | 010227 | 010230 | 010241 | 010250 | 010289 | 010305 |
| 010306 | 010311 | 010324 | 010330 | 010331 | 010332 | 010333 |
| 010338 | 010341 | 010351 | 010355 | 010356 | 010366 | 010368 |
| 010369 | 010370 | 010371 | 010373 | 010374 | 010383 | 010386 |
| 010387 | 010388 | 010390 | 010393 | 010394 | 010396 | 010398 |
| 010408 | 010409 | 010410 | 010411 | 010412 | 010414 | 010422 |
| 010424 | 010431 | 010432 | | | | |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 8 条第 1 項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の設立認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧期間
平成19年12月17日から平成20年 1 月 22日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課、都城市山之口総合支所、都城市高城総合支所、都城市山田総合支所、都城市高崎総合支所及び三股町役場産業振興課

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、紙屋第一地区 1 換地区県営土地改良事業（野尻町、県宮畑地

帯総合整備事業）に係る換地処分をした。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
田野都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所
宮崎県高岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
西都市
- 2 都市計画の種類及び名称
西都都市計画道路
8・5・1号 逢初川歩行者専用道路
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県西都土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
西都市
- 2 都市計画の種類及び名称
西都都市計画公園

4・4・2号 稚児ヶ池公園

- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県西都土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画下水道
宮崎公共下水道
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所
宮崎県高岡土木事務所